

平成25年度第2回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日 時 平成25年8月29日（木） 午前10時00分から12時24分まで
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委員10名
飯田 正憲, 千葉 実, 林 孝, 昼岡 紀世, 水田 幸子,
鈴木 栄司, 川井 英明, 大関 久子, 山田 眞弓, 伊佐山 忠志
事務局6名
深澤市長公室長, (行政経営課) 友水課長, 山田課長補佐, 高松主査, 鈴木係長,
井坂係長
4. 傍聴者 なし
5. 内 容 第二次笠間市行財政改革大綱実施計画の平成24年度実績について

○事務局

おはようございます。

ご多用の中を集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となっておりますので、ただいまから平成25年度第2回笠間市行政改革推進委員会を開催させていただきますと思います。

なお今回の委員会につきましても、笠間市情報公開条例第22条の規定によりまして、この会議を公開にて開催しております。

ここで、前回所用によりまして欠席された委員さんをご紹介させていただきたいと思います。

川井委員さんでございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元に本日の委員会に出席者名簿を配付させていただいております。

今のところ昼岡委員につきましては、まだ到着していないところでございますが、今日は出席するというところで話がございました。名簿に記載のとおりということで、ご報告したいと思います。

では、これから議事の方に入らせていただきますが、本日の会議も音声認識機器による録音を行っておりますので、ご発言をされる際には、お手元のマイクを使用いただき、ご発言のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員会設置条例第6条によりまして、会長が議長となるとされておりますので、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○会長

それでは改めまして皆さんおはようございます。お暑い中、どうもご苦労さまでございます。

今お話がありましたように、第2回の笠間市行政改革推進委員会を開かせていただきます。

本日は、改革の計画ですね、実施計画についての進行管理ということで計画どおりに進んでいる

のかどうかということをチェックする、とっても重要な会議だと認識しております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、審議事項に入らせていただきます。

次第のですね、2 審議事項（1）第2次笠間市行財政改革大綱実施計画の平成24年度実績について 事務局から説明をお願ひしたいと思ひます。

○事務局

行政経営課の課長の友水と申します。座って説明させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の資料ナンバー1と資料ナンバー2をお出しいただきたいと思ひます。

まず、資料ナンバー1の方に沿ってご説明申し上げます。

笠間市行財政改革大綱実施計画の平成24年度実績についてご報告申し上げます。

まず1番といたしまして、策定の趣旨でございますが、平成23年から28年度の6年間を策定期間といたしました第2次笠間市行財政改革大綱を策定し、あわせて実施計画も策定したところでございます。

その進行管理について、台帳をもって報告させていただきます。

資料2の方なんですけど、全79事業ございまして、新規が3件、行程表の変更が4件、統合が1件、休止が1件、実施しないとした事業が1件ということでございます。

2番といたしまして、第2次笠間市行財政改革大綱の改革の方針でございますが、下の四角の枠の中に表示されておりますとおり、1としまして市役所の変革、2としまして市民協働・公民連携の推進、3といたしまして財政基盤の確立ということでございます。

3番といたしまして、実施計画の実施項目について方針ごとに区切って読み上げながら説明したいと思っております。

資料2を読みながら説明しますので、一緒にごらんいただければと思っております。

まず一つ目の方針、1の市役所の変革でございますが、四角の中ですら、抜粋にてご説明申し上げます。

まず1番といたしまして、民間の優れた経営手法の導入でございますが、資料2の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

市民実感度調査の実施ということで、49の施策につきまして市民実感度調査を実施したところでございます。

次に、丸の四つ目でございますが、資料2は8ページをごらんいただきたいと思ひます。

消費生活センター運営の外部委託の検討ということで、友部公民館を会場に公募いたしまして、外部委託を実施したところでございます。

次の9ページをごらんいただきたいと思ひます。

放課後児童クラブ運営業務の民間委託ということで、放課後児童クラブが全部で14クラブあるわけなんですけど、すべてが民間委託となったところでございます。

次に10ページをお開きいただきたいと思ひます。

小中学校給食業務の民間委託ということで、笠間、岩間の両給食センターの調理業務を本年度から民間委託を実施してございます。

あわせて、市内小中学校の米飯給食を笠間給食センターで一括して行っているという状況でござ

います。

(2) 番といたしまして、効率的な行政運営ということで、丸の2つ目なんですけど、13 ページをお願いいたします。

施策評価の実施ということで、本年度、施策評価を実施しております。本格稼働ということで行っているところでございます。

次ですね、16 ページをごらんいただきたいと思います。

小中学校の適正配置ということで、笠間市立小中学校適正配置実施計画を策定いたしまして、今年度ですね、統合準備委員会として、笠間地内で開催をしているというところでございます。

資料1の方のページをめくっていただきまして、(3) 市民ニーズに対応できる人材の育成、でございますが、資料2の方が20 ページと23 ページになりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、20 ページの方なんですけど、各種研修会及び職員提案を実施しております。

職員提案については、提案をよりしやすくするために、要綱の一部を改正したというところでございまして、20 ページが職員研修の実施ということで、1,516 人の職員の参加をいただいているというところでございまして、23 ページの方なんですけど、職員提案推進ということで、24 年度につきまして18 件提案をいただきまして、そのうち1 件採択ということで実施しております。

(4) 組織の活性化でございます。

資料2の27 ページをお開きいただきたいと思います。

専門職の確保でございますが、専門的な知識を有する社会人及び専門職の方を採用したということで、4 人の方を採用しております。

次29 ページですね、お願いいたします。

トワイライト研修の充実ということで、職員自らですね、講師となりまして、退勤後でございますが、トワイライト研修を実施しております。24 年度は6 回開催してございます。

全体としての講評なのでございますが、外部委託や事務事業の見直し及び組織の見直しを継続的に行う必要があるのかなという認識をしているところでございます。

以上ここまででよろしく申し上げます。

○会長

はいそれでは、今、事務局から説明がありましたけれども、これについて、まず質問からお受けいたしましょうか。

質問や確認したいところがあればお願いします。その後で、ご意見などを伺いたいと思います。

まず確認したいところがあればどうぞ。

○委員

8 ページ以降の外部委託、アウトソーシング関係なんですけど、具体的にどういうところに委託をなさったのかをお聞きしたい。消費生活センターとか学童保育とか。

○事務局

消費生活センターの方なんですけど、NPOに外部委託をしております、名前がちょっとわからないんですけど、NPOですね。

あと放課後児童クラブの方なんですけど、こちらもNPOで委託をしております。

給食センターについては、専門の業者に、岩間、笠間両方同じ業者に委託をしております。

○委員

わかりました。

なんでそういうこと言ったかという、いわゆるNPO等の参加を求めてやっていくということは非常に大事なことであって、積極的にやられていると思うんですが、もう一方では、NPOではなかなか経営主体としてうまく成り立っていないという事例もあるので、その辺も十分に踏まえながらやっていく必要があるんだろうなと。

それからもうひとつ、県においてもそうなんですが、こういうのやっていくときに、ともすると安ければいいという中で、単純業務の場合なんかは、どうしても最低賃金を無視はしないんだけど、そういうものも踏まえられないような実態のなかでやられる可能性があるんで、その辺も十分にやらないと市内の雇用の面とかも関係してくるので、その辺があるなと思いつつお話を伺ったところなんです。

以上です。

○会長

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、私の方からちょっと質問させていただいていいですか。

まず、順番に行きますと、1ページのところです。

調査をして回答を得たところまではあるんですが、これ分析は何かしていらっしゃるんでしょうか。分析はしていらっしゃるんでしょうねという。

○事務局

当然、こちらは企画政策課の方になりますけども、アンケート結果については、分析をするということと、その成果を今回取り組んだ施策評価というところに、市民の実感度というのを市民がどう捉えているかっていうのをそこに反映させることにしておりますので、そのアンケート調査を両課で活かしているということでございます。以上です。

○会長

それでは2ページですが、24年度の説明のところなんです、25年度に導入予定の会計課の電子決裁と一体化して提供されるものがあると書いてあるんですが、この状況を、電子決裁の状況を確認してから実施の判断をするっていうのは、もうこれにあわせて実施しようという考えにはならないんでしょうか。

つまり25年度から、導入予定という会計課の電子決裁ということになるともう25年度当初から始まるわけですね。

○事務局

会計課の電子決裁システムは、25年度、今年度稼働予定になっておりまして、今準備を進めているというところです。

あと今度職員の説明会ですね、順次開催しまして稼働ということになりまして、その電子決裁の

ほうが順調にあって、文書のほうもできるとなれば検討するということなのですが、具体的に文書のほうは、いついつ導入するかしないかの方向もまだ明確に決まってないので、電子決裁の進捗状況を見ながら判断するということでございます。

○会長

これ、遅れているっていう自己認識なんですけど、この25年度から会計電子決裁が導入されるっていうのは、突然決まったわけではないんですよ。

そうすると、こういうのを織り込んでいたのではないかなと思うんですけど、この電子決裁が始まってから、もう1回検討するみたいなことは非常にスピード感がないような気がするんですね。

そのあたりがちょっと気になるんですけど、いかがですか。

ちょっと意見に渡ってしまったので、そこまでにしておきたいと思います。

それから、3ページの方ですが、備品の貸し出しについても、50品目目標と28年度に向けて、数値目標の進捗状況が遅れているって、簡単に遅れているとなっているんですけど、なぜそういうふうになっているのかっていうのは、この台帳からはちょっとわかりにくいんですけど、できれば、合理的な理由といいますかね、これがわかるとありがたいなというふうに思います。

それから次の4ページです。

議事録の作成音声認識ソフトというのは、24年度試行、25年度実施ということですが、このソフトは庁舎内で全体として使う、そういうことですね。こういう会議の時には、録音したものを取り込んで、認識ソフトに読み込むということですか。

それから、5ページのところですが、進捗状況はまったく何も記入がないのですが。

○事務局

そちらの項目は、今回新規の項目になります。

○会長

それから、次のページ6ページです。

先ほどの関係だと思えますが、これ基礎資料として行政経営課に提供したということになっていて計画どおりなんですけど、これからどうするのかというのが少しわかるといいかなと思いました。

それから先ほどの8ページ9ページの民間委託のところは、もう決定したということでもよろしいわけですよ。

10ページも同じだと思いますが、それから11ページのところですが、24年度の説明で各課に対し、長期継続契約期間等の実態調査を実施し、現状を把握した。遅れている。こういう書き方でいいんでしょうか。

現状を把握したっていうのは、計画ではないわけですよ。計画は実施になっているわけだから、それに対する現状を把握した。認識として、遅れている。これで、そうですかというわけにいかないと思うんです。

こういうところについては、進行管理上、こう言われた、そうですか、というわけにはいかない。なぜですかと聞きたいというところでもありますね。

この台帳では、表現し切れないことがあるのかもしれませんが、そのあたりのところは、特に計画を立てているわけですから。

その計画について遅れているという自己認識を示されるだけでは、あまりこういうことをやっている意味がないということになりかねないので、その辺のところは、進行管理上も厳しく、なぜそうなっているのか、原因分析も含めて、きちっと報告させるようにしていただきたいなというふうに思います。

次の 12 ページのところも、遅れていると書いてあるんですけど、引き続き作業を進めていくと、遅れている、そういうことなんですけど、これは報告として、私も受けとめかねるというふうに読んでいて思いました。

それから 13 ページに関してはですね、これは平成 25 年実施の見込みがあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○事務局

はいそうです。

○会長

その次、14 ページのところですね。

公立保育所・幼稚園整備基本計画を策定した。その計画に基づき実施するので、行程表に子ども園関係の項目を追加したと。

25 年検討、26 年検討、27 年から 28 年にかけて実施ということですが、その取り組み内容としては、子供が教育保育の機会を等しく得ることができるようにするため、幼稚園の統合、幼稚園的機能と保育所的機能の一元化について検討すると、公立のものでしょうけれども、特に保育所のその不足分、待機児童問題なども取り上げられているわけですけども、これスピード感を持って行う必要があるだろうと、そういうふうに思うんですが、28 年までにはこれをやるということなので、その中には入っておりますが、このスピードでいいのでしょうかという感想をもちました。

それから、ちょっと質問なんですけど、15 ページについてですね。

23 年のところにあるこの検討会議っていうのは、どこに設置され、どういう性質のものなんでしょうか。

ちょっとこれだけお伺いしたいと思ったんですが。

○事務局

これは、都市建設部の内部会議の検討会というイメージです。

○会長

これについても、都市建設部内でも判断意見が分かれ、慎重に統一調整を行った結果、時間を要したと、25 年から 2 年間試行期間として実施することとした。

計画は 24 年で実施だったわけですけども、25 年、26 年というところで、施行的実施というふうに、いわば計画が後退しているわけですけども、遅れていると書いてあるわけですね。

それで良いんでしょうか。進行管理上、そういうふうに思います。

目を通してると、1 点 1 点気になるので、指摘させていただいているんですが、17 ページ、これも評価は進捗状況は遅れていると言っているわけですが、平成 27 年度に友部駅南口自転車駐車場の整備を予定している。

これに伴い、使用料を含めた管理手法の見直しについては、北口自転車駐車場と一体的に考える必要があることから、行程表を変更するという事なんですが、この友部駅南口自転車駐車場の整備を待つまでもなく、これを考えて、友部駅南口自転車駐車場の整備のあかつきにはそれに合わせてはだめなんですか。そういうことですね。

そちらができるので、それを待って、それに合わせて管理手法を考えますではなくて、今あるところを、そのできることを予想しておいて、管理手法を考えて、そして友部駅南口自転車駐車場が整備されたときには、それに合わせればいいだけなのではないかと、ちょっとこれ素人的な発想で、疑問なんですけど、もうそういうことではできないのでしょうかということですね。

これも遅れているという評価をしているわけですが、これらの理由はのめないというふうには私は思っているんですね。

それから、20 ページ、目標があって、それに対して遅れているというふうには書いてあるのですが、やはりその原因分析をしっかりと、合理的な説明がほしい、この進行管理台帳では表現できないのかもしれませんが、そのあたりは行政経営課として、もちろんつかんでいるんでしょうねというのは、後でお聞きしたいと思うんですけども。それから次の 21 ページ、JR 東日本水戸支社への職員の派遣ですね、人事交流、これについては派遣しましたという実績としては、その計画どおり進んでいるということですが、成果についてはどのように図るのか。

その辺の評価についても、計画が示されるとわかりやすいかなと思って、それから 23 ページ、職員提案の推進ですね、これは、目標が年に 30 件ということですが、23 年度は 17 件、24 年度は 18 件ということで少ないわけですね。

達成されていないわけですが、応募しやすくするため、特別提案、一般提案、簡易提案の審査方法、褒章基準を緩和し云々という対策が考えられているんですけども、なぜ少ないんだらうとそういう原因分析があって、こういう方策が考えられているのか、褒章というのがインセンティブになるであろうということやっていると、恐らく職員としてのインセンティブは、自分の提案がいくつかの段階を経て実現するっていう、その達成感っていうんですか、提案したものが実現したっていう、そういう喜びを成功体験といっても良いかもしれませんが、そういうものをできるだけ持たせるっていうのも、大きな意味があるんだらうと思うんですけど、そういうその原因分析をしてなぜ提案しないのか、アイデアがないのか、提案してもどうせだめだらうと思っているのか、そういうあたりの原因分析をしっかりと、制度設計をした方が良いのではないかと。あとは 30 件に対して遅れている、その対策についても、これで良いんだらうかという、しっかりと原因分析が必要なのではないかとこのように思います。

それから次の 24 ページですけども、23 年度で調書の作成を依頼した。24 年度で各課で事務事業評価調書作成を作成した。ところが業務量算定シートの入力内容にばらつきがあったので、今年度は組織機構の見直しには反映させない。ここで止まっているんですね、まず。

そして、各課に対し改めて当初の記入方法について具体例を示し、周知徹底を図った。遅れている。これもあまりにもスピード感が感じられない。

集計が全部出てくるのを待って、ばらつきがあるのでっていうのではなくて、幾つか出てきた時点でばらつきがあればその時点で、再度周知させるっていうような方法もあり得たと思うんですね。

これまで見てきたところでも、遅れているという評価がたくさんあるわけですね。

やはり理由をしっかりと聞きたいなと、そういうふうには思います。

それから、25 ページの消防もちょっとよくわからなかったんですけども、茨城県内広域化とい

う問題はずっと前からあって、私が水戸市の行政改革推進会の会長やっていた6～7年前に同じようにこれをやりたいというふうに書いてあるんですけど、水戸市で何とかなるんですかという、その組合というか、その合同の会合で結論が出ないといけない、そうするとこういう計画というのは出せないんじゃないですかという、やりとりをしたことを覚えているんですけども、老朽化の問題と県内広域化の動向っていうのは、これ難しいと思うんですけども、広域化の結論を待たないといけないことをずっと待っているのか。

それとも現状で、やはり早急に対応しなくてはいけないことは、笠間市でできることについては、どんどんやっていくのか、その辺の見きわめも大事なのではないかと、そういうふうに思います。

この電波法関係の一部改正等に伴う、デジタル方式への移行っていうのは、これはもう当然やることなわけでしょう。ですから、計画してやることではないだろうと思うんですね、法改正による対応ですから。これを行政改革実施計画として立てて、進行管理をするというものではないように思われます。

それから、人材の活用と採用というものは、当然とっていいと思いますので、ちょっと飛ばしますが、29 ページ職員自らが講師となって研修を行うというこれですね。研修項目、業務に係る職員自らが講師となり研修を実施すると。

去年6件で、計画どおりということになっていますが、これ参加者数というのはどのぐらいになるか、データはありますか。

○事務局

今、現在はこちらで把握はしておりません。

20名程度ではないのかなと思っていますが、研修によっては英会話とか個別での、参加者の少ない研修というのもありますので、具体的な数字はちょっとつかんでございません。

○会長

各個別の研修で、それぞれ20名程度ということですか。トータルではなくては。

どういう研修をやるのかというのは、業務にかかわる職員みずからが講師となる研修、これ自主研修とはまた違うわけですね。

○事務局

自主研修です。

○会長

職員が自ら実施するものですか。

○事務局

時間外もつきませんし、参加希望があれば、自主的に参加するというものです。1時間半ぐらいあるんですが。

○会長

そうすると、市としては場所の提供とか、そういうことぐらいですか。何らかのサポートが特に

あるわけではないものですか。

○事務局

そうですね。会場は使っておりますが。

○会長

そうすると、これについても計画の段階で突っ込めばよかったのかもしれませんが、なんらかのインセンティブを与えないで、自主的にどうぞと言ってやるかどうかということですね。みなさんお忙しいし、インセンティブなり、若干後ろから押すということがないとなかなかやれないんじゃないかなというふうに思いますけれども。それが、職員の評価につながっていくというようなことがあれば、昇格、昇任ってということとも関係してくれば、積極的にやるというようなこともありうると思うので、そういうことと組み合わせてやらないと効果が余り上がらないんじゃないか。

件数だけ計画どおりやっていると、そういうことではなくて、それがどういうふうに行政に影響を与えるのかっていうところまで読まないといけないんじゃないかと。

自主研修であればここにあげる必要は、そもそもないわけだと思う。市の変革はここまでですよ。

すいません、たくさん延べましたけれども、今やりとりしている中で、こういう意見があるっていう方がいらっしやいましたら、どうぞお足ください。

それ以外のところでも、私が質問したところとの関係でも構いません。いかがでしょうか。感想でも結構ですが。はい、どうぞ。

○委員

今、会長からいろいろ指摘がたくさんいただきました。

指摘のなかで非常にあいまいな答えですか、先ほどの自主研修のなかで、20名程度というこういう数字を出す時に、きちんと人数の把握をしてから計画書の書類などを出すのではないのかなと、ひとつ思う。

それと事業計画のなかに、先生からも指摘がありましたように遅れている、遅れている理由というのもきちんと説明する必要があるんじゃないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○事務局

はい、ある程度、理由のほうは我々の方で出させていただいているんですが、確かに甘い部分もございましたので、そちらの方は再度各課と調整して、理由の内容を把握させたいと思います。

○委員

今、進行管理台帳の前半の部分、3分の1の部分の話が進んだわけですけど、ここに数値目標、進捗状況と書いてあるんですけど、数値目標の数値がないんですけど、数値があって、それで今はどのくらいかっていう、そういう客観的な評価を言葉ではなくて、すべきではないかと思うんですけど、ここはいかがでしょう。

○事務局

数値目標が出せるものと、言葉だけで表現できるものとありますので、実際の数字であらわせるものについては記載してございます。できないものについてはバーということで表記しております。

○委員

最初からここに数値目標はなくて、計画に対する進行状況みたいなことを表記するようなそういう欄だったんですね。

○事務局

進捗状況といいますか、そういうところを表現するところということになりますね。

○会長

今後の課題かもしれませんが、この管理台帳のところでも、年度ごとに変わっていいと思うんですが、例えば遅れているという場合には、遅れている理由、説得的な理由を示させるということは結構大事なポイントではないかと思うんですね。

なかなかその横並びで、例えば市長公室なり、行政経営課なりから、こういうことをちゃんとやれと言ってもなかなか難しいところがあるので、そういう意味でこういう外圧を利用した方が良いですよというのも、私はたびたび申し上げているんですが。

市民の声がうるさいとか審議会がうるさいのでちゃんとやってもらわないと困るというふうにご利用されたいと思うんです。

そういう意味で、私いろいろきついことも申し上げているんですけども、なかなか庁舎内では、そういうことが厳しく言えないだろうなというのは分からなくもないので、こういう機会を利用して、厳しいことを言っていっていいんじゃないかと思うんですね。

ただ遅れているじゃまずいよと。

恐らく事務局としては、その理由は把握してるんだろうと思いますけれども、この管理台帳にもちゃんと載せるようにすると。

これからそういうことを検討するっていうのがひとつの方法だと思うんです。ですから、きちんとした理由もなく、遅れている、という表現は認められないよっていうようなことを徹底していくっていうのが大事になりますよね。

ほかになにかご意見があれば、ぜひお出しください。私一人で話してしまったので申しわけないですが。

○委員

先ほどから言われている今の数値目標、進捗状況という部分なんですけど、これ実際に工事なんかの行程表とかの場合ですと、どうしても数字でわかるように、70パーセントであるとか65パーセントであるとか大体大ざっぱな数字でもいいんですが、進捗状況というのは、あくまで遅れているとかそういう書き方っていうのは、例えば役所の工事でも、あり得ないと思うんですが、書き方ももしよろしければ検討されるか、それとも進捗状況ということで目標数値に対して数値でわかりやすくということで、パーセントとかが、多分妥当だと思うんですが、それが出せないんであれば、ちょっとこの書き方を違う書き方にされたほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局

こちらの方は大綱を策定していただきまして、それにぶら下がった実施計画ということで、前行革委員さんの承諾というか承知をいただいて、市民にわかりやすいという表現で、明確な単純な言葉で、進んでいるとか遅れているとかってということが、1番わかりやすいんではないかということで、表現するというので、決めさせていただいたものですので、この計画どおりとか遅れているとかの簡単な言葉で、このままのとおりあらわさせていただければなど。

ただ理由につきましては、ここでちょっと見えてこない部分がありましたので、こちらにつきましては、詳細に理由をコメントとして、書かせるというのは徹底したいと思います。

○事務局

行程表のところで数値的に表現できるものについては、数値目標ですか。

表現できるかと思うんですが、数字で記載できないものについては、ちょっと難しいかなという認識はしています。

○会長

恐らく委員の皆さんもすべてを数値で出せと言っているわけではないと思うので、数値で出せるものは出しましょう。

出せないものは、例えばさっきの表現で遅れているでもいいと思うんですが、ただ遅れているでは困るということで、多分確認していただいたと思うんですが、その際には、必ず、説得的な理由をつけることで、それはなぜつけるかという、原因分析につながるわけですから。そうすると、その遅れを取り戻すために何をしたらいいかっていうのは、その次に見えてくるはずですよ。

そのために、遅れている理由をちゃんと示せというのが効果的だというふうに申し上げているので、ぜひそういうふうに活用していただければと、この次からの問題です。

これがだめだといってるわけじゃなくて、この次からそのようにした方が、各課が本気になるんじゃないかということで申し上げているわけですから、ご検討いただければと思います。

他にございますでしょうか。

もし、このところでご意見等ございましたら、ぜひ。

○委員

記憶が違ってるかどうかちょっとわからなくなったので、教えてもらいたいんですけど、放課後児童クラブがありますよね。

これは、厚労省の話だと思うんですけど、文科省の方で放課後子供教室というやつがあったと思うんですよ。

今どうなってるかちょっとわからないんですが、これやはり統一的に運用しようという話がもともと根っこにあるんですけど、なかなかできなかつたんですね。省が違うので。

これは当市ではどういうふうにまとめようとしているのか。例えばこの放課後児童クラブのほうを重点にやっていくのか、教育委員会の方が主にやっているものは無視して、この評価から外してるのか。関連して、どんな風に評価してるか教えてもらえますか。

○事務局

こちらの放課後児童クラブの9ページの台帳の件だと思うんですが、これは子ども福祉課、福祉部局で運営されてまして、そちらのみですね。

教育委員会の方ではこういった、先ほど委員がおっしゃいましたものは、開催してはございません。

○事務局

追加ですけど、教育委員会でやっていたものは2カ所、以前やっておりました。

現時点では、全校において児童クラブをつくったものですから、そちらに全部移行しており、やってないです。

今現在、制度はあると思いますけども、笠間市としては、すべての小学校に児童クラブがあり、学校以外にもありますので、こちらを充実させるということで、こちらの方に移行させてます。

○会長

他にはないでしょうか。それでは、この部分はよろしいでしょうか。

では内容的には、こうするという事はないわけですけども、今後ですね、特に遅れているという表現の部分については、理由をはっきりしてもらおうと、できたら管理台帳の方に反映してもらおうということで、進行管理をより進めるということ要望するということにとどめたいと思います。

それでは、次の部分のご説明をお願いします。

○事務局

資料1の2ページ目なんですが、2番といたしまして、二つ目の方針でございますが、市民協働公民連携の推進につきまして、ご説明申し上げます。

まず(1)市民協働公民連携の推進でございますが、1番上の丸のところですね、31ページをごらんいただきたいんですが、自主防災組織の結成促進ということで、24年では40.94%の組織率を達成しております。

次に32ページでございますが、ヘルスリーダーの活動促進ということでございまして、健康づくり計画に基づきまして、各種事業を推進しておるところでございます。

次、34ページをお願いしたいと思います。

民間救急ボランティアの養成ということで、行程表に目を移していただきますと、救命講習受講者は1,223名、民間救急ボランティアの登録者数が67名の実績を上げているところでございます。

次、35ページなんですが、地域ポイント制度の導入でございまして、25年度から本格導入をすることができたということで、24年度参加者数が1,494人の実績を上げておまして、前年度と比較しますと1,000人以上の増という実績が出ているところでございます。

(2)ですが、多様化する市民ニーズへの対応ということで、39ページをごらんいただきたいと思います。

笠間市情報コーナーの設置でございますが、笠間市の情報を市内外に発信する一つの手法といたしまして、笠間市情報コーナーを設置しておりますが、市内スーパー8カ所にも増設をしておるところでございます。

講評でございますが、平成28年1月からマイナンバー制度の導入があるわけなんですが、それを

踏まえつつ、市民サービスの向上を目指すとともに、クラウド型システムの導入について検討を必要だと考えているところがございます。

またですね、今後も市民協働などのまちづくりも推進していく必要があるのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

よろしくお願ひします。

○会長

はいありがとうございます。

それではこの部分、2番目のグループですが、これについていかがでしょうか。

ご質問等あればお出しください。どうぞ。

○委員

よくわからないので、教えていただきたいことが、ひとつございます。

毎年、健康診断を受けさせていただいてるんですが、一度保健所から通知が来て、そのあとしばらくしてから町のほうから、もうひとついただくんですね。

あれはどうして一括でできないのかなといつも思ってるんですが、どうしてでしょうか。

○会長

すみませんが計画進行管理台帳の何ページでしょう。

○委員

32 ページです。

○事務局

申し訳ございません。そこまで、把握はしてございません。

○事務局

健康づくりという観点是一緒なのかもしれないですけども、市で取り組んでるものと茨城県、ようするに保健所で取り組んでるものが、目的が同じでも、それぞれ取り組んでるところが違いますので、同じように書いた文章が、来てしまうという部分でひょっとしたら2重行政みたいなことになってるのかもしれないんですけども、事業内容は違うんだとは思うんですけども、決して同じ事業を重なってやってるという意味ではないと思うんです。

○会長

ほかにございますか。

○委員

34 ページのところ、民間救急ボランティアの養成っていうのがありまして、24 年度に関しては、なかなか受講者が集まりにくいって書いてあるんですが、これは3日間の受講が必要だということで、集まりにくいということ書いてあるんです。それで、引き続き努めるというのは、どういう考

えで集めようとするのかが書いてないんですね。

ですから、これでは、また、今年度も同じことになるのではないかなという気がいたしますけど、ここら辺はどういうふうに分析なさってますでしょうか。

○事務局

そうですね。どう改善するという部分がちょっと記入してございませんので、こちら先ほどから何度もご指摘されておりますけども、その部分を突っ込んで表現させるような形をとりたいと思います。

ただ目指すものとしては、こちらは市民協働という観点から、行政として、幅広くボランティアが広まるという趣旨に沿ってということになるかと思えます。以上でございます。

○会長

おそらく、ここは多くの受講者が集まりにくいので、集めるように、引き続き努めるというふうに読むんでしょうけど、そのために何をやるんでしょうというのが分からないっていうのが、林副会長のご指摘だったと理解します。

やはりこれも原因分析なり理由がはっきりしていないとその次の対策がでてこないと、だからそれをセットで表現してもらおうような、そういう様式に変えていった方が良さだろうなというふうには思いますね。先ほどと共通だと思いますけれども。

他にないようでしたら、また私から質問させていただいて、よろしいでしょうか。

質問と意見とごちゃまぜになってますけれども、まず、30 ページの自治基本条例の制定ということなんですが、取り組み内容、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例である自治基本条例を制定しますというわけですね。

行程表では 24 年度で市民会議、職員プロジェクト会議、条例策定委員会を立ち上げるという予定となっているわけで、26 年に制定するとういう計画だったわけですが、24 年度の結果で、取り組みは休止するとそういうことになっておりますが、これそもそも、どこが言い出したのでしょうか。

要するに、これは何とんでもやるんだっていう市長のリーダーシップなのか。

それとも議会が中心で、そういう自治基本条例をつくるっていうそういう強い意思がないと、まあ作っても作らなくてもどっちでもいいのであればつくれませんので、こんな簡単に休止、っていう意味がよくわからないですけども。法的裏づけがない、休止、これもちょっとセンスを疑っているんですが。

法的に根拠がないとできないんじゃないかと、それは考えるんです。自治体ですから、こういうことを言ったらだめなんですね。

僕、つくれて言ってるわけじゃなくて、やりたいことがあれば、その法的根拠を探すんです。

国の法令でだめだと言っていないものは、基本的にできるわけですから笠間の勝手でしょうって言えばいいわけですね。国とけんかする気持ちがあれば、きちっと。

その理論武装ができさえすればいいわけですから、これだからできないでしょうというのは、変な話だと思います。

住民投票、役割、効果は見にくい。これはぜひこのことをやりたいっていう、そういう原動力というか、リーダーシップがないとなかなかつけれない。

つくっても多分お飾りになる話なので、そういう意味では、止めるっていうことはいいことかもなのかも分からない。かなり皮肉っぽく言えばいいことかも知れませんが。

なぜこんな計画たてたんでしょうっていうのが、非常に疑問なんです。

この程度のことで挫折するのであれば、なぜこの目標立てたのちょっと不思議だな。やめるって、ちょっと見て驚いたんですけども、何となくやろうっていう感じなんですか。変な聞き方で申し訳ないですけど。

どこかが、どうしてもつくりたいっていうのはなかったんですか。

○事務局

この件につきましては、まずその前に市民協働の指針づくりを市民活動課が中心になりまして、ここに、住民の方たちを入れまして、いろいろ協議した中で作り上げました。

その中でですね、いろいろ意見は分かれました。

自治基本条例までつくる必要はないんじゃないかなという意見、やはりつくる必要があるのかなっていう意見と分かれまして、当初この制定についていろいろ議論がありましたけども、制定を進めようかと。これは制定ということになっておりますけども、制定を検討していこうということになりました。

当初の目標はそのようになりまして、この中に入れたということなんですけども、いろいろと庁内で議論をして、この自治基本条例について、ほかの先進事例とか、そういうものいろいろ検討した中で、現在の法律の中でも、住民基本、協働の指針というものをつくり上げましたので、その中でも十分できる内容なんです。条例化しなくても。

これをいろいろ検討した中では、現在のところ、そこまでまだやらなくてもいいんじゃないかということで、庁内の庁議という決定機関があるんですけども、そこに諮って、当面休止しましょう、やらないということではなくて休止しましょうということに、決定しました。

そういう中で 24 年度の取り組みについてはほかの状況等もかんがみまして、休止ということにしました。

○会長

多分、休止というのはやらないと言う意味だと理解しているんですけど、行政用語としては。

ちょっと少しそれで申しわけないんですが、議会中心にぜひつくろうとって、つくっているところもあるんですね。

笠間市議会の状況を、ついでで申し訳ないですけど、お聞かせいただけますか。

○委員

今、議会のほうでは、議会改革検討委員会というのを 3 月に結成して、12 人の議員で現在やっております。

22-23 日と研修に行ってきた、流山とか町田市とか多摩市に行ってきたんですが、やっぱり目からうろこが落ちたという感じでびっくりしてるわけでございます。

確かに、議会の方は、他市町から見れば、まだまだ笠間は遅れております。

前向きじゃないなど、もっと議会そのものは、はだかになって、市民の方々にガラス張りの姿を見せて、それをやっているのが、今の議会改革じゃないかなと。

議会の方はそういう方法で、今いろいろなかたちでやっております。

その中で、まず一答一問方式でやっていこうかなと、そういうふうな周知をして、3つの課題があるんですが、議会そのものは今そういう方向で進んでおります。

○会長

そうすると今、すぐに自治基本条例を考えましょうっていう機運では必ずしもないということですね。議会として、自治基本条例的なものを提案していこうっていう流れは余りない。

○委員

いや、それも含めてやっております。

○会長

はい、ありがとうございました。

これがないからどうのっていうことはないとは私は、思ってるんですね。

一種の理念条例で、政策条例ではないので、行政活動の根拠をここに置くわけではないですね。

ただシンボリックな意味で、市民と行政が一体となって確認しましょうと、目標を示すっていうもので、ある意味ではとても意味がある。ただ、ないっていえばないものなんですね。

ですから、普通は、たとえば首長がこれつくりましていうようなことを市民に訴えかけて、立候補して当選するというケースもありますし、まあいろんなケースがあるんですけども、やっぱりどうしてもこれを作りたいっていうエネルギーがないとなかなかできないものだとそういうに思います。

それから、基本的にはまあ庁舎内からこれを作ろうっていう声はまず上がらないのが普通だと思いますね。

別にそれがなくてもやってるわけですから、ルーティーンとしてやっているわけだし、やっぱり政治的にリーダーシップがあつて、そこで市民とともにやりましょうっていうふうになっていかないと動かないもんだというふうに思っているんで、これは、しょうがないのかなというふうに思っていますが、ちょっと最初に掲げた割にはしぼんじったかなと思って、どうなったんだろうという疑問を持ちました。

○委員

この評価のなかで、法的裏づけがないという表現は余りにも直截的な表現で、条例制定権がないという事はないので、ちょっと言い過ぎかなというふうに思いますけどね。

確かに実際上つくってそれが、どういう意味を持つのかってまたちょっと違うと思いますけど。

○事務局

30 ページのところの法的根拠がないというところ削除をして、内容のほうもちょっと考えたいと思います。

○会長

私も行政法と自治法の専門ですから、ちょっとひっかかりました。ちょっとじゃなく、とてもひ

っかりかかります。

それではですね、32 ページのところでは先ほどもちょっと話題に出ましたが、ヘルスリーダーの活動促進ということで、ヘルスリーダーを養成しようぬんというふうになっているわけですが、これも現在のところ養成している、その活動を促進するという意味だったんですけど、もうすでに養成している実績がある、ということですね。

○事務局

はい。

○会長

23 年度には、2,807 名の養成をして、何らかの企画に参加したと。

これは年度別の人数ですか。

○事務局

これは年度別になります。

○会長

そうするとヘルスリーダー養成自体は、実施しているという前提なんですね。その辺の説明がちょっとないもんですから、よくわからなかったのでお聞きしました。

さっきの民間ボランティアの養成は、やはりその理由、集まりにくい理由、原因分析とその対策というものをこれから書いてもらうようにした方がいいでしょうということですね。

それから、36 ページのところでは委員会設置ということですね、講演会を実施し、茨城大学の4年生の卒論発表会、それから市への政策提言、ワークショップっていうものを開催したりしていると。

例年講演会とそれから卒論発表会が開催されているようですが、協働推進委員会について検討して、25 年設置するというようにした。これは決定したわけですね。

これどういう構成メンバーになるんでしょう。イメージで結構ですけど。

○事務局

当然、学識経験者、市民、行政等が加わってるメンバーだと思います。

○会長

市民というのは、公募市民ですか。

○事務局

公募市民も入っていると思います。

○会長

公募市民も入っている。あとは団体に関係する市民。あとは学識経験者というのはどういう領域の方を想定してますか。

○ 事務局

行政区の区長さんですとか、なんらかの公の機関に携わった方ですとか。

○会長

行政区の区長を学識経験者というふうに位置づけるんですか。

○事務局

学識と位置づけたということイコールではないですけども、主にそういった位置づけをさせていただいております。

○会長

区長さんというのは、どういう専門性をもってるのか分からないですけど、大学の教員であれば、全部いいわけじゃないでしょ。その領域では、これが専門だっていうので学識経験という言い方をするんだと思うんですね。

あるいは行政のOBだとすると、その行政経験の知識、学識も含めて持っているという評価ができると思うんですが、そこは結構、自治体でもあいまいに使っていて、私いつも抵抗感を覚えるんですが、学識経験者っていうと大学の先生ですが、どういう領域ですか、なんでもいい、これは絶対だめなんですね。

私、こういうので引き受けてますけど、ほかの私の専門に関係ないところでは、学識委員としては引き受けません。

それはその辺の、失礼な言い方するとただのおじさんより知らないかもしれないからです、専門以外は。

だから、そこはやっぱり行政も、大学あるいは研究者を依頼する場合は、その専門は何かということについてぜひこだわってほしい。

つねづね申し上げているんですけども、誰でもいいですは止めたほうがいいと思います。

それで、どういうメンバー構成なんだろうというふうにお伺いしたんです。ですから地方行政の専門とかまちづくりの専門とか、法律でいえば、憲法行政法とか公法関係の人ですよ、民法ということはないと思うので。

最近では政策学のかたもいらっしゃいますし、福祉の方もいらっしゃいますし、そういう専門性を求めて、お願いするっていうふうにはぜひされたいと思うんです。

なかなか、そういう情報がないと思うんですけど、最近では大学がエクステンションセンターとか、地域連携センターとか、そういうものを持っていますから、そこにそういう専門の先生いらっしゃいますかという聞き方をすれば、推薦してもらえますと思います。

あるいは前任者に、こういう領域の先生をどなたかご存じですかって言って推進してもらわないと、ほとんどの人が、とんでもないところに入っていたりするので、テレビに出てくる何でもコメントテーターと同じことになってしまいますから、お気をつけいただいた方がいいと思います。

次の37ページですね。

ここも数値目標進捗状況 30%ということが遅れているということですが、それについての対応は人材バンク登録者の活用など、庁内会議で重ねて依頼していくという非常にオーソドックスな対応になってますけれども、それをどうやって、数値目標を達成していくかっていうのは、なぜそうい

う状況になっているのかという原因分析、理由をはっきりつかまないと出てこないことだと思います。

41 ページですか。遅れているという評価になってますが、自治体クラウドでグループウェア等の共同利用の検討が進められていることから、引き続きクラウド型システムの導入を検討するということになっていて、これ検討ということなんですかね。実施には至らない。

そういうことで、その理由は、ちょっともうひとつよくわからないので、ここもやはり、なぜ遅れているのかっていうことをしっかりと明示していただければなというふうに思っています。

それから 43 ページ、ここも遅れているっていうことなんですが、これ 23 年度のところでは、24 年度から実施するという、それで 24 年度では、岩間駅前広場駐車場が供用開始、供用開始後の利用台数の実態把握、その結果、三駅合わせて一体的に民間委託することで、検討を開始した。

これ 26 年度委託予定というのは、26 年度に入ってから 26 年度途中から、それとも 26 年度からこういうふうにできるという見込みですか。

○事務局

26 年度 4 月から民間委託をしようという予定です。

○会長

そうするともう 25 年に実施を決定して、26 年からは民間に委託するということですね。

それから 44 ページのところは、23 年度と 24 年度で新規企業誘致社数は 4 社、規模拡張 1 社、それぞれ書いてあるんですが、これはそれぞれの年度でまったく別ですね。

それからですね。

○事務局

会長申し訳ございません。

その 44 ページからは財政基盤の確立という部分ですので、これから説明いたします。

○会長

失礼しました。43 ページまででしたね。ちょっと勢い余って、フライングしてしまいました。

それでは、その他ございますでしょうか。

○委員

この救命講習等というのと民間救急ボランティアになるための講習は別だと理解したんですが、別ですよ。そうでないと、これだけ受講してこれしかいなかったら変ですね。

○会長

ほかに、ご質問でもご意見でも結構です。

○委員

たびたび何度も発言させてもらって申し訳ないんですが、男女共同参画のところ 37 ページですけど、私も県にいたときに女性青少年課を担当したことがありまして、やっぱり女性のいろいろな審

議会の参加率を上げるとかですね、それから女性職員の登用とかそういったことでは、それなりに随分難しさがあって、なかなかうまく進まないのが現実なんですね。

ここでそういうことを意識しながらいる皆さんが、この女性参画率 60%の審議会の改選で参画率が28%に低下したっていう、そういう逆の減少が起きているみたいなんですね。

これは何でこういう女性の参画率を高めようとするときに、こういうことをみすみすせちやうのか、わからないんですけど、これはどういう理由なんでしょう。

○事務局

この部分につきましては、そもそも行政側で求める役割委員の構成が充て職として求めておりましたので、そこは充て職の関係で自動的に変わってしまったという問題がございました。

ですので、女性の方ではなくて、その相手先が男性だったということで、下がってしまったということになるかと思えます。

○会長

これは充て職としてあてた人自体が男性であったと。結果的にそれが集まったら、そういう数字になってしまったということですね。

○委員

最近では、やはり組織の長とかに頼むケースはあるんですけども、我々のところは、みんなもうやっぱり1本釣り、人に出てもらう、やっぱりそういう地位にある人に出てもらうような形にしている。男女共同参画を進めているそういう体系があるわけですよ。施策の体系があるわけなので、絶対減らさないで、少しでもふやすと。

県の女性青少年課の担当なんかはですね、審議会の内容構成の全部を分析して、例えば県の都市計画審議会だったらどういうメンバーがいて、いつ改選で、どういうふうな形にすれば女性が入れるのかとか、そういう状況を全部ヒアリングして計画を作らせるんですね。

ですから、一つ一つ審議会を全部チェックした上で女性が入る余地がどれだけ広がるかっていうのを分析して、それを常に働きかけることをやって、進捗管理していくみたいなことをやらないと増えてこないんですよ。

そこはね、本当に真剣に女性担当のセクションが、やらないとあがってこない。

それからあと女性登用なんかも、県の人事なんか見ると、必ず課長職何人、部長職何人と人事の発表の最後にのせるんですね。

これはいろんな意味で外部的にもそういった政策を進めてるという意味でアピールにもなりますので、やっぱり市でもそういったことをやっぱりおやりになったほうがいいと思いますよ。

○会長

ほかに何かございませんでしょうか。ないようですのでそれでは、次のグループのところに戻ります。

大項目3ですね。ご説明をお願いします。

○事務局

3ページをごらんいただきたいと思います。3財政基盤の確立でございます。

(1)の財源の確保でございますが、48ページをごらんいただきたいと思います。

未調査家屋及び償却資産未申告事業者の把握ということでございまして、その把握に努めたということでございます。

未調査家屋について、把握が40棟、税額が1,231,000円の課税登録をしているところでございます。

また2つ目といたしまして、償却資産申告の事業所の把握ということで、新規に43件の把握をしてございます。

次、49ページをごらんいただきたいと思います。

市税徴収率の向上ということで、行程表を見ていただきますと、現年度について97%ということで、0.2%上昇しておりますが、滞納の方ではですね、2パーセントの減ということになっておるところでございます。

(2)歳出の適正化でございますが、63ページをごらんいただきたいと思います。

財政計画の策定でございますが、財政調整基金の追加積み立てを行いました。

またですね、経常経費の予算要求を平成23年度の対比でですね、一般財源を部内で10%削減ということでそれぞれ実施をしてございます。

次、73ページにお願いしたいと思います。

補助金の見直しでございまして、24年度16件の補助金の見直しをしてございます。内容でございますが、廃止が6件、減額9件、統合が1件ということになっております。

次、74ページをごらんいただきたいと思います。

負担金の見直しでございまして、廃止が5件、効果額は少ないんですが、5件ほど廃止ということになりました。

(3)番の保有資産の有効活用でございますが、76ページになります。

アセットマネジメント基本計画の策定及び実施ということで、実施に向けて公有財産管理台帳のシステムを導入して資産の把握を行っているところでございまして、基本計画の方にその成果を結びつけたいと考えているところでございます。

次、77ページでございますが、橋梁長寿命化修繕計画の策定及び実施ということで、定期点検を実施したところでございます。

下の表の経費削減効果でございますが、すべての台帳の効果額という欄が下にございますが、そこに表記してある台帳につきまして、それぞれの金額を集計した表となっているところでございます。

説明する前にですね、資料2の49ページをもう一度お願いしたいしたいと思います。

49ページを見ますと、市税収納率の向上というところでございますが、下の米印のところに書いてございますけども、この収納率ですが、平成24年度の固定資産税に対する震災特例措置としてしまして固定資産評価基準等に基づきまして、被害の程度に応じた損耗減点補正を行っているところでございます。最低でも5パーセントの減点補正をしたというところでございます。

効果がこの表は対前年比で表記ということになっておりますので、24年度につきましては実績を含めないこととし、効果額の欄を削除しておるところでございます。

もうひとつ、63ページをお開きいただきたいと思います。

財政計画の策定でございますが、63ページ中段の行程表に削減額がそれぞれ記載してございます

が、この財政計画の策定の台帳についてはすべての台帳の総括的な意味合いがあるのかなと考えるところがございます、ほかの台帳とは性質が異なるということがございます。

要するにですね、他の事業の台帳の効果額と同等の意味ではないということになりますので、こちら効果額の欄を削除してございます。

このことから、23年度についても同様の考え方で訂正したいと思っておりますので、今職員が配布いたしますので、少々お待ちください。23年度の効果について、修正の表をお配りいたします。

平成23年度効果額の修正表でございまして、修正前が効果額5億1,611万7,000円という効果でございまして、63ページの欄を削除いたしますので、修正後は下の欄にいきまして、2億9,000万ほど削減し、それを引きますので、支出減が19,796,000円、効果額は2億2,611万7,000円ということで、2億9,000万ほど減ということになります。

資料1に戻っていただきまして、3ページを再びごらんいただきたいと思うんですが、これを踏まえて24年度の効果額なんですが、効果額の欄を見ていただきますと、2億3,577万円ということになるわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

財政基盤の確立という、非常に重要な部分ですが、この部分についてご質問、ご意見も一緒に伺いたいと思いますので、時間があと30分で12時になりますので、ご質問ご意見どちらでも結構ですのでおだください。

○委員

財政の確保には毎回いろいろな工夫がされているかと思えますけれども、市税の徴収とか放課後児童クラブの保護者負担徴収、いろいろ納入されない方がいらっしゃるということですよ。

現実はどういう風な理由で納付されないで、どのくらいの割合の方が納付されなくて、それをどのように対処しているか具体的に教えていただいてもいいでしょうか。

○事務局

それぞれ税であるとか負担金、使用料であるとかそれぞれ応分の負担を求めるために料金を払っていただくということになっているわけですが、現実的に100%になってないものがございます。

その主な理由としては、生活的に経済的に支払えないという方も当然いらっしゃいますけれども、一部の方には善意ではない方もなかにはいらっしゃるのも事実であります。そうすると納めた方との間に不公平が生じるわけですから、その部分は税をはじめ、それぞれの料金を徴収する部門において対策をしておりますけれども、それを一同に会して収納特別対策本部というのを設置しております。それは全庁的に、料金徴収の完納を目指して、それぞれの部署が一同に会して、情報交換、意見交換等を行っております。

先日も研修ということで、会議を持ったところがございますので、そういったことで全庁的に税の徴収率あるいは負担金の徴収率を100%を目指して取り組んでおるところですけども、なかなか100%には近づかないが、ただ努力はしております。以上です。

○事務局

税のほうで、ちょっと補足させていただきますと、税の滞納している方に、催告と申しまして、それに応じなければ呼び出しをしている状況です。

現年度納めてもらうのは当然で、過去残ってる分も毎月幾らということで約束して、随時納めていただいているところです。

また平日来られない方もおりますので、月に1回、月末の日曜日、特別開設の収納相談窓口ということで開設して、平日来られない方については、日曜日の午前中、滞納者に対する相談の窓口を開設しております。

それでどうしても、先ほどありましたとおり、家庭の事情で取められないという方については、福祉の方に話を持っていくような体制では行っております。

○事務局

補足というか追加なんですけれども、笠間市のほうでも新たな対策に取り組んでおりまして、例えば税金等の滞納整理につきましては、新たな手法で捜索差押え、要するに捜索をして差押えするといった手法を一步踏み込んでやっております。

保険税につきましては、県内で初めての取り組みにはなるんですけども、保険税の納付方法を原則口座振替ということで、口座振替以外は原則として認めませんよということで、強化を図っているところでございます。

○委員

53 ページですね、国民健康保険の保険税の徴収率を高めるためには、やっぱり口座振替が1番かなと思うんですけれども、それにはなんかインセンティブが必要だと思うんですよ。

それで、口座振替にしたならば割引制度があるというようなことはどうなんでしょう。

○事務局

口座振替は、もう既に今年の4月から始まっておりまして、前は例えば納税組合に入っていた場合は、前納すると少し納税組合にいくとか、あと前納報奨金とかっていうのもあったりしたんですけども、今のところそれを復活という予定は市としてはございません。

○委員

やっぱり口座振替なんかは手数料がかからなくて、確実に徴収されるっていう面ではすごくメリットがあると思うんです。

だから何かいいことがあったら、いいことがおこってくるんじゃないかと思います。

○事務局

今我々が取り組んでいるような行政改革のようなものをさらに強めて、そういったものが生まれるような仕組みができればいいと思っております。

○委員

財政基盤の確立のところの大半が、いわば未収債権の問題ですよ。

これは租税債権とそれからいわば民事的な債権と両方あるんですけども、これやっぱり、何枚かの紙にわたってますが、私はできれば一覧表をまずつくってもらいたい。

一覧表をつくることによって、未収額、調定額とか本来入るべきお金に対しての進捗率がすぐわかりますので、そういう全体の表をつくった中で、個々のやつをつくる。それで、どういう形で進行管理していくかですね。

これは先ほど本部がつくってあるという話ですから、ナンバー2の方あたりに入っていて、その方が直接指揮するようなことでもやらないと、この手のものはなくなる。

なおかつですね、民事債権の場合はやっぱり仮執行宣言とか、そういった比較的簡単に債権を押さえることができるやり方とかもありますのでね、そういった少し専門的なことを勉強なさって、あるいは専門的な知識を持ってる方に相談した上で、債権を確保していくことをやらないと、これは、これから不況まだまだ続きますし、あんまりよくない状態が続きますから、本格的に取り組んだほうがいいと思います。

ちょっとアドバイスといいますか感想を申し上げました。

○会長

ちょっと関連して、参考でお聞きしたいんですが、強制徴収手続にはいったようなケースというのはどのくらいあるんでしょうか。ほとんど入ってないですか。

○事務局

差押え件数について、昨年の実績でいきますと、市税ですけど差押えは603件、搜索による動産差押え15件、かなり力を入れております。

また、インターネットによる動産、不動産の公売もやっております。

○会長

先ほど余裕があるけども払ってくれない人がいるっていう話がありましたよね。

それについてはやはりこれだけ、きちっとやってますっていう情報が出ると、自主的に払うっていう効果が上がると思いますよ。

だから、その件数聞くと結構多いですねと思ったんですが、市民の方でそれがどこまでわかっているのか、やるときはやりますよというところのメッセージを出しておいたほうが良いんじゃないかっていうことですね。

ほかにございますでしょうか。はいどうぞ水田委員。

○委員

68 ページなんですけど、ジェネリックって言う言葉が出てきたので、私のお友達で薬局をしてる人がいまして、生活保護者の方がジェネリックじゃなくて、普通の薬をいただくということが多んだそうです。

私ども、ジェネリックにしてほしいってよく話すんですけども、そういう点では、生活保護者はジェネリックにするとかいうのは、できないんでしょうか。

それともう一つが、生活保護者の薬局は一つに登録してもらおうとか、二重、三重の医療を防ぐため、それからお薬を何重にもいただくというのを防ぐためとか、そんなことを考えてはどうでしょ

うか。

○会長

答えられますか。

○事務局

はい。生活保護については、国の方でも見直しを行っている状況だと思うんですが、ある意味、そちらのほうでそうなれば、そういった方向性がでてくると思うんですが、どうしても上位法が、生活保護法が改正されませんと、市独自でそういう方向に持っていくというのは、ちょっと難しいんですね。

うちのほうでも、医療費も高騰してますので、その辺は対策を打つというようなことを聞いております。今のところは本市としては、法改正をちょっと待ってからということですね。

○会長

おそらく委員のご質問は、ジェネリック医薬品に関して言えば、ここにジェネリック医薬品の普及促進って言ってるので、どういうことをやってるんだろうか、実行的な対策がとられているのかということだろうと思うんですね。

そちらはあまり踏み込みすぎると、今度は、プライバシーを侵害しかねないので、踏み込みにくいという面もあると思うんですね。その辺で、生活保護との関係でちょっと接しているということだったと思うんですが、独自の法システムを考えてみるというのも一つの方向だし、考えてみてから、考えてみたけどやっぱ無理だったっていうのが、これから求められる自治体の姿勢だと思うんですね。

ですから、先ほどのちょっと法的な根拠がっていう話がありますが、それはだめだっていう法令と抵触するもの以外は、自治体の工夫で法システムを考えていいわけなんですね。

ですから、そこは人権侵害があったらもちろん憲法違反ですし、法令違反もできませんし、その範囲でそういう制度設計ができるかっていうのをぎりぎり努力するのが職員の努めだと、これから厳しい時代になっていると思いますけれども、そういう工夫はぎりぎりまでしていただければなどというふうに思います。

多分そういう趣旨だったと理解しますけれども、私などもジェネリックがあればそっちでいいよっていつも言っているんですけど、自己負担分もそれだけ少なくなりますからね。総額でいうとすごい金額になりますので。

ただ、余りそういう情報がない人っていうか、関心がない人にとってはよくわからない話だと思うんですね。後発品で同じ薬効があるというような話をよくわからない。

大分、コマーシャルででてますけども、まだこれ周知されてないかもしれませんね。

ですから、これですまして言われたら、はいそうですかっていうだけの話で、ジェネリックがいいですっていうふうにはおそらく患者さんの方からはなかなか言わない。そういう意味では啓発活動、普及促進というような啓発、指導という手法であれば権力的ではありませんので、ある程度とれるかもしれませんね。そういう工夫が必要だと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

69 ページの市立病院の経営健全化についてちょっと教えていただきたいんですが、行程表の 1 番下の行の繰入れ率の実績として、23 年度は 27.6、24 年度は 29.3 ということで、それをもって結果のところの年度ごとの数値目標に対する進捗状況が進んでいるっていう表現になっていると思うんですが、目標をつかった際の現状 28.8%から目標を最終的に 28 年度 22.2%まで減らしましょうという目標の中で、なぜ途中経過の 23 年度、24 年度の年度の数値目標が 29.5 とか 29.7 というふうに増えてるんでしょうか。

逆にいうと 28.8%からスタートして減らしていこうという中で、23 年度に 27.6 になっているので、進んでいるという表現はいいと思うんですが、逆に 24 年度は 29.3 というふうに悪化しているというふうになる中で、年度の進捗状況は進んでるという表現がちょっと理解できないんですが、そこ教えていただけますでしょうか。

○事務局

こちらの方につきましては、一旦投資をする部分、経営体制の強化のところでは取り組みを一旦強化して、一般会計の繰入れ率も当然その部分は上がってくる話なんですけども、こちら 23、24 年度と二つしかないですが、実際にはこれが 28 年度までずっと続いております。

その当初の計画の中で、一旦 24 年、25 年につきましては数値はあがるんですが、最終的に翌年度から、それが 25.2%、23.7%、計画目標の 28 年度には 22.4%と、24 年に一般会計の繰入れは強めるんですけども、その強めたことによって、結果的にそれ以降は、一般会計からの繰入れ率が減るという計画になっておりますので、そういった意味で、計画的に行われているということで、原課のほうでは進んでいると、判断させていただいたものであります。

○委員

1 番下の表で、逆に投入コストをという考え方からすると、繰入れ率を上げてでも改革を進めようということであれば、その繰入額がふえた分というのは、投入コストという見方をしなくていいんですか。

○事務局

こちらの一般会計の繰入分も当然あるんですけども、ここの部分は入れてございません。

ただ厳密にはそれは違うというご指摘でしょうから、その部分はちょっと検討というか、調整はさせていただければと思っております。

委員のおっしゃってることはもっともお話で、うちのほうではゼロと表現してございますが、病院のほうにどうなっているのか数字を確認してみたいと思います。

○会長

ちょっと私もそこがわからなかったもので、委員の話を聞いて、なるほどそうだよねと思ったんですが、行政特有の計算式というわけではないですか。

○事務局

はい。

○会長

やっぱり常識的に考えて投入しているんじゃないですかというふうに思いますよね、それは。

それで単年度ですけど、23、24年度だけ出ていて、数字が上がってるのに進んでいると言われると抵抗覚えるので、全体が示されていれば、また理解が違ったのであろうと思いますけれども、やはり投入コストのところそういう一般歳入からの繰入れが加わっていないっていうのが、それでいいのかどうかっていうのをもう一度ご確認いただきたいなと思う。

ほかにございますでしょうか。

○委員

今の病院のところに関しては、この進捗状況は進んでるって書いたのは、恐らく患者数とかなんかが増えたとか、そういう話じゃないかなって気がするんですよ。

ですから、この繰入率だけの話ではなくて、例えば、患者数がどうだったとそういうようなことを数値目標で入れてくれると相反するような書き方になっても理解はできるんですよ。

そこは少しやっぱり書き方に工夫をしてもらおうといいですね。

○事務局

そこの部分につきましては、病院の改革の計画をつくっておりますので、そちらでは明記しております。

ただこの表現の仕方として、あまり詳細にコメントを書いてしまうよりポイントだけという書き味だったものですから、そこの部分は逆に不親切だったものもあるかと思っておりますので、その部分をちょっと記入するものは記入したいと思います。

○委員

71 ページの下水道の関係で、下水事業会計の収支改善は、接続率が高まるかどうかというところがあって、後ろの72 ページの集落排水の接続率が75.7%というような状況になってるんですけども、この辺はちゃんと高まってきたのかどうかというのがある。

なかなか、市町村では苦労してるんですよ、つないでくれなくて。

その辺の特に農業集落排水なんか75.7%っていうんで、なかなか困ったのかなという感じがしないでもないですけど。

○会長

資料ありますか。答えられる範囲で、よろしくをお願いします。

○事務局

申し訳ございません。ちょっと今、資料が見当たりませんので、答えることができません。

○会長

わかりました。ちょっとお答えができないという状況ですが、ご指摘があったことだけ記録をしておいていただきたいと思います。

○委員

資料1の中で、補助金の廃止っていうのがありますよね。

減額とか、負担金等の見直しとかは別として、補助金の廃止はなんらかの理由があるんでしょう、これは。

○事務局

補助金につきましては、補助金等検討委員会というのを設けておまして、平成22年に審議をしていただいて、それをもとに財政課のほうで精査をして減額をしている状況があります。

ただ当然補助金は、原課としては上げたいという要望もある話ですけども、その部分は財政課の方で一步踏み込んで、それだけの効果があるのかどうか、この取り組みを始めているということになります。

検討委員会である程度、これは縮減しろとか、終わりの時期をいつまでにしろとか、そういった方向性を出して、財政課でそこをフォローした形になります。

○会長

ほかにございますか。

それでは、私のほうからよろしいでしょうか。

45 ページ、ネーミングライツに関してですが、ネーミングライツ制度導入しますというのが取り組む内容ですね。

24年度に、導入可能な施設の抽出と制度を導入するという計画ですが、制度導入の環境が整っていないことから、時期尚早と判断して実施しないということなんですけど、どうしてこういう計画をしたのか。非常に疑問に思いますね。

導入の検討というふうに取り組の内容がなっていれば、検討した結果導入しないこととしたっていうのはありだと思いますが、導入しますというためには何らかの根拠があったはずなので、思いつきだったんでしょうかということになってしまうんですね。

○事務局

こちらにつきましては、策定した当時、当然対象となる公の施設等のございました。

考えられるものとしては、笠間の総合運動公園とか、ある程度の集客があったり、収容人数が大きいとかいったものが対象としてありました。当然その部分は、笠間市として財源の確保をする観点からできるんじゃないかということで、取り組みを掲げたものでございまして、ほかの茨城県レベルの競技場であるとか球場であるとかそういったものと比較検討してしまうと、あまり名乗りをあげる民間の企業が少ないという状況を原課のほうで調査をしまして、これを引き伸ばすというよりは、ここで結論を出したいという原課の方の意向でございまして。

ただ、ほかのものとして可能性としては当然まだある話なものですから、その部分につきましては、これは一旦探ささせていただきたいと思っておりますけれども、ネーミングライツが可能なものがあるかと思っておりますので、その部分は再度我々の方で各課に図っていきたく思っております。

○会長

つまりはある施設を想定して計画してたけれども、やめましたという話なんですかね。どこかに

はまた可能性があるかもしれないというのは、ちょっとこれ計画と言っていいのか、疑問ですね。
やっぱり思いつきだったんでしょうかと言わざるをえない。

○事務局

すみません。

先ほどのこれから可能性があるかどうか、我々のほうで原課にはかりたいということ申し上げましたけど、市として、その部分はまだ取り組まないということで判断しました。

○会長

ネーミングライツについては、取り組まないということですね。

12 時になってしまいましたけど、61 ページ、公共施設使用料の設定基準の策定と使用料の見直し、25 年度実施予定ということですが、平成 24 年度については遅れているということですが、負担公平を扱う観点から受益者負担の原則に基づいた、公の施設の使用料に関する指針の素案を作成した。

修正を加える点があることから、策定には至ってない。いかにもスピード感がないなという感じがするんですが、素案を作成して、原々案といっても良い、そういうものをつくって、修正を加えるというのは、さらに検討するっていう意味ですかね。

○事務局

そうですね。素案はもうできております。

それを調整する部分が 1 カ所ございまして、その部分をスピード感を持って取り組んで、速やかに市としての方針を出したいと。

○会長

そうすると計画にある 25 年度に各施設使用料の見直しというのは、実現可能なのでしょうか。そのつもりで進めてらっしゃるのかどうか。

○事務局

実際ですね、公の施設にかかわるものは、指定管理者制度に則ってる部分もございまして。

指定管理といいますのは、3 年とか 5 年とかある程度期間をとって行われておりまして、その民間に委託している期間中に、料金を変える云々っていうのは制度上問題がありますので、期間が途切れる時期じゃないとまずいものですから、その部分は途切れた時期あるいは新たに指定管理者を指定するその時期に、その都度順次やっていくというスタンスになります。

○会長

そうすると行程表の方は 25 年以降に順次実施していくという理解になりますかね。わかりました。

それでは、次のページ 62 ページですが、これも同じようなことなんですけど、システムを導入した。

法務局の登記情報等とこれまで市が所有していた台帳とで整合性がとれていない項目があるため、現在データについての修正作業進めているということなんですけど、これは想定されてなかったのでしょうか。こういうことを想定して行程表をつくっていないのかなということなんです。

台帳の整備から、売却可能な資産の把握は 24 年度実施ということで計画しているわけですから、

現在データのエラー修正作業ということであれば、遅れているって言うてる場合ではないでしょうということなんですけどね。これについても、やはりスピード感が感じられないというふうに言わざるを得ないかなと思いますね。そんなところでしょうか。

それから 78 ページの都市公園施設長寿命化計画の策定実施に関してですね、都市公園施設長寿命化計画を策定しますというんですが、これは実施計画のところで見落としてたのかもしれないけれども、私もあんまり記憶がないんですが、その実態調査は今始めるんですね、これは。

新規だから、25 年度、今年からということですね。なぜ実態調査を 2 年もやろうしてるんだろうと思ったんですが、右肩に新規とありましたので、失礼しました。これは撤回します。

私のほうから以上です。

○委員

時間がないなか、申し訳ないですが、もう一点だけ。

77 ページの橋梁の長寿命化修繕計画ということで、ちょっと行程表のところが不十分かなと感じたんですが。

70 橋、定期点検を 24 年度までにして、25 年度に修繕計画を策定するとなっているんですが、着工修繕計画に基づいて修繕を実施するのはいつなんだろうというのがちょっと見えないんですが、下にある実施というなかでは定期点検はやっていくんですけど、修繕計画に基づいて、実際その修繕を実施するタイミングというのが、この行程表では見えてないなと思うんですが、実施こういうことで良いんですか。

○事務局

通常点検というのは隔年でやっていきますので、この中でやってく話になります。

下にある 5 年ごとの点検というのが定期点検ですので、それとは別に策定した時点で、長寿命化の策定を盛り込んだものを通常点検のなかに入れていくってというような形になります。

ちょっと表現方法が見づらいかと思いますけれども。

○委員

点検をすることと修繕の工事をすることは違うっていうふうに思っているんですが、同じなんですか。

○事務局

確かに違うんですけども、ここで毎年やっていくような意味で表現をしたんですけども、確かにわかりづらい。

○会長

取り組み計画からすると、修繕計画を策定します、なんですよね。実際に修繕するかどうかは、言及してないんですが、修繕計画を策定したらやらないとまずいでしょうから当然財源も含めて、計画ができてくると思うんですけど。

○事務局

修繕計画策定を今年 25 年度の今、やってる最中かと思いますが、この結果を受けてからではないと、修繕計画といいますか、行程といいますかそういう点が示せないのかなというふうに思っています。

○会長

ここはそうすると修繕計画の策定というのは、修繕が必要かどうかというぐらいのものでしょうか。実際の修繕計画は別途つくると。

○事務局

それを多分今年度、策定の途中かと思いますが、年度末までに多分修繕計画が策定されると思います。

その結果をもって今後の修繕計画というのが、例えば何年にここをやるよとかそういった部分が見えてくるのかなと思いますので、今の段階で、何年にどの箇所を修繕するっていう部分が見えてこないのかなというふうに思っています。

○会長

そうすると、ここでいう修繕計画を策定というのは、私が先ほど言ったように、修繕の要ありと要なしというそのチェックするっていう程度のことでしょうかね。

実際には修繕計画を立てるのであれば、財源どうするかまで含めて行程表つくらないといういけないですよ。それが本当にできるかどうか、全国で重要な問題になっているわけですけども、インフラの維持管理ですから、実際は大変な状況になると思うんですよ。

コンパクトシティにして、この辺中心に集まってくださいとか当市はここしかできませんというように、人口減でそうになっていかざるを得ないかもしれないですよ。

周辺はもう放棄するというようなことだって、現実問題として起こってくるわけですよ。

ですから、それも含めて修繕計画となると、相当大変な、そのトリアージじゃありませんけど、そういう発想でやっていかないと難しい状況になっていくんじゃないかと思うんですよ。

ですから、ここでは、おそらくもう傷んでいて点検の要ありとか、修繕が必要なしとか有りとか、その程度なんだろうなと理解したんですが、そういうことでよろしいですか。

○委員

これは表題が策定及び実施になってるから、実施の部分がどうしても書いてないんだよね。

だから、必要に応じて随時実施していきますというのならばわかるし、もともと修繕費をとってあるわけだから、そのなかでできる範囲のことはやるということなのかということもあるんで、その辺は、明確にわかるようにしてもらえればわかる。

それから行程表の並べ方が計画策定と点検がごちゃごちゃに入っちゃってるんで、その関係が見えない、実施というところがないのでわからないということですね。

そこは工夫のしようがあるんじゃないでしょうか。

○会長

よろしいですか。

問題点は整理されたと思いますので、事務方で受けとめていただいで対応をお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

最後にひとつよろしいですか。

資料をいただいたことに関してちょっと苦言というか、ちょっと申し上げたいんですけど、3日か4日前に資料いただいたんですが、その議事次第の中には平成24年度実績についてが議題なんです。送られてきたのは、24年度実績だけではなく23年度の外部評価、24年度の外部評価とそういうのが送られてきてですね、今日のテーマとこの外部評価とどんな関係があるのか全然わかんなくて、外部評価の方はざっとは読んできたんですけど、実はこの個表の方まではとても読んで暇なかったんですよ。

ですから、この今日の会議の進め方の中では、この資料をベースに使いますけれども、例えばこの外部評価については昨年度やったもので、この会議の中では使いませんが参考にしてくれとかいう趣旨であるならば、そういうふうな説明をしていただきたかったんですよ。

○事務局

その部分につきましては、前回5月の委嘱状交付を行いました会議の席で、会長のほうから外部評価の資料も次の会議に加えてほしいというご意向がございましたので、参考資料としてつけさせていただきます。

その部分はちょっと私の方でフォローをしてなかったもんですから、お詫びしたいと思います。

○会長

それに関しては私の方からも、お詫び申し上げます。

十分な事前打ち合わせしていませんでしたので、前回行政評価に関してもやっているわけだから、その結果をやはり委員さんにも知らせてもらいたいという一般的なお願いはしておきましたけれども、私も封を開けてから入ってるなと思ったもので、一応目は通しましたが、進行表の中でどういうふうに扱うのかも明示されていませんでしたので、皆さん、多分お読みになっていただけるだろうというふうに思って、そのまましておきました。

大変失礼いたしました。申し訳ございません。

○事務局

こちらから冒頭、説明に入る前に、そういったことを一言申し上げればよかったのかなと反省しております。

○委員

2点ほど申し上げます。

ひとつは、笠間市で取り組んでる行革について、非常に意欲的に取り組まれている、県内市町村のなかでもかなり高いレベルじゃないかなというふうに思いますが、市町村の行革のときに気をつけなければいけないというのは、先ほど民間委託の問題というのがでましたけど、やはり民間委託

が地域の雇用なり産業なりの活性化に結びつくような仕掛けっていうのを考えていかないと地域の雇用等が失われている可能性もあるんで、そこは十分に気をつけたほうがいいってところはあるんですね。

場合によっては、小社が一括で受ければ 2 割負けますよというようなことを、ほかの市町村なんかであるんですけど、そうすると地域の雇用等をどうやってやっていくんだということもあるんで、市町村は地域に非常に密着してますので、そこを十分注意してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

それから高度情報化の地域クラウドいろいろやってますが、県のほうでも N T T データから専門家の方に出向していただいて、相当効果を上げたんですね。

情報化の経費ってものすごく大きいんですね。私がいたころも非常に大きな金がかかりましたので、その辺については、専門家を十分活用なさってやるといいなと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございます。

それから、私も 1 点言うとして、単にコストを下げましたというのではなくて、お金の問題とそれから質的には下げませんという保証が必要だと思うんですね。

やはり、住民の福祉、福祉というのは一般的な意味ですけど、そこが福利なり福祉っていうのは重要なところですから、行政サービスが低下することがあってはならないと。

だからそこを保障しつつコストを下げるという難しいテーマですけども、そこを頑張っていたければなというふうに思います。

それから会議中に何度か指摘させていただきましたけれども、遅れている、ということについてはですね、やはりちょっと今回、それらすべての理由がわかったわけではないので、できれば遅れているという表現があったところだけでも、どういう理由なのかと、それから遅れを取り戻すための工夫としてどういうことを考えているのか、そういうものを簡単にまとめていただいたものを、送付でいいと思うんですが、委員さんにお配りいただけたらいいのかなと思います。そういうご提案をしてよろしいでしょうか。

いやそんな必要ないとおっしゃれば余計なお世話なんですけど、いかがでしょうか。

事務方としては難しいですか。たぶん事務方には、理由はきてるんじゃないですか。

○事務局

ある程度、理由は絞って出させていただいたものなので、その部分は厳しいかなっていう印象はあるんですけども、表現方法とか、再度を盛り込むことは、すべてが全部可能ではないんですけど、可能なものもありますけど、一部そのある程度絞って出させていただいたものもあるんで、難しいものの中にはございます。

○会長

先ほど言いましたように、外圧をぜひ利用してくださいってことを申し上げたつもりなんです。私としては。

なかなか課同士ではいいにくいって文化がありますけれども、外から言われるんだから、しょうがないんだよって言い方ができる。俺がやれって言ってるんじゃないんだよって言い方ができ

と思うんですけど、やはりさっきの個表を見る限りは、理由がよくわからない。遅れているって言われるだけではちょっと困りますっていうことは、主に私が申し上げたんですけども、委員さんもうなずいていらっしゃる方もいらっしゃるんで、直接言及はされないけれども、同調をいただいている委員さんも多いと感じましたので、そこは難しいって言うてもらうとこの委員会も成り立たない。

じゃあ、もうやめましょうという言い方になってしまうので、そこはぜひ外圧として利用していただいて、出てないものについてはその部分だけ出していただいて、全体の個表そのものはいいですから。

遅れているっていうところだけ、まとめたものを出せないでしょうかというご質問です。

○事務局

今ご指摘のあった件についてはもっともだと思いますので、わかる範囲で表現をまとめたものを委員さんの方に送りたいと思います。

また、いろいろ今日ご意見いただきまして、例えば職員の提案の件なんかはかなり工夫はしてるんですけど、最初にいろいろ提案の審査項目とか、そういうものがちょっとがちがちな部分があったり、いろいろありました。

実際のところ、議事録ソフト、これについても職員の提案に基づいて導入したものでございます。

あと、中にはこども園の話なんかもありましたけども、ちょっとスピード感がないんじゃないかっていう、これについては笠間地区に公立の幼稚園が2カ所ほどあります。

そういう幼稚園と笠間地区の建てかえなくちゃならないような公立の保育所をこども園として、整備しようということ、それを3年後あたりにまとめて効率的な運営をしてきましようっていうようなことなんです。

ちょっと表現の中で、わかりづらい点があったかと思いますが、行政改革、そういう面については今、いろんな面で取り組んでおりますけども、わかりやすい表現にしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

○委員

あまり集まる機会がないので、この場をお借りして。防災の放送ありますよね、外での。

とてもすばらしいことだなと思っているんですけど、じつは雨戸を閉めたり、うちに入っちゃうと聞こえないんですよ。

高齢化になってくると家に入ったりする人が多くて、外にいる分にはいいんですけど、中に入っちゃうと聞こえないので、全員になんとかするというとうるさくて要らないなんていう人もいると思うので、何か家の中でも聞こえるような対策ができればいいなと常日頃思っていましたので、この場を借りてお願いしたいと思ってました。

○事務局

今の防災無線につきましては、旧市町ごとにそれぞれシステムが違うんですよ。

まず笠間地区については、スピーカーと戸別受信機、これはスピーカーだと聞こえないところを戸別受信機で、大体約1,000戸くらいは戸別受信機が入ってるんですね、あくまでもスピーカーで聞こえないところに。

友部地区はスピーカーが中心なんです。

岩間は戸別受信機が中心で、スピーカーはほんの一部しかないんです。ほんとにいくつかくらいしか。

このシステムを統合するにはものすごいお金がかかるんですよ。今、デジタル化の関係で、統一をこれからしていかなくちやならないんですけど、数十億かかるようなお金がかかりますので、その統一に向けて今、検討しております。

○委員

いろいろ災害も多いですし、緊急で入ることも大事なので、お願いしたいと思っています。

○事務局

防災無線の絡みですが、携帯電話を皆さん持ってますよね、大体。かさメールっていう、メールで今、防災無線を発信をしております。

ですから、かさメールに登録していただければ、すべての防災無線がかさメールでいくっていうことなんですね。そういうもので今PRはしてるんですけど、いろんな手段はこれからやっというふうには考えてます。

○事務局

長時間にわたりまして、ありがとうございます。

今会長が、おっしゃっていただいたような部分につきましては、今後対応させていただくといった部分で考えてございます。

今後のスケジュールにつきましては、そういったことで今回の会議の内容、資料等につきましては、市のホームページの方で公表していきたいと考えております。

続きまして、今年度の当委員会はこの会議で終了とさせていただきたいと思えます。

また来年度、同じような会議ということで開かさせていただきたいと思えますので、またご協力のほどよろしくお願いしたいと思えます。

お疲れさまでございました。ありがとうございます。